

# 北海道魚道研究会

2008年 第2号

特集 平成19年度開催 講演会

- ◇ 北海道における魚道の現状と将来に向けて  
秋期講演 in 札幌
- ◇ 定期講演会
- ◇ 会員勉強会

特定非営利活動法人（NPO法人）

北海道魚道研究会

## NPO 法人 北海道魚道研究会

### ● 設立趣意書

「戦争の世紀」とも言われ産業革新、技術革新が急激なスピードで展開された20世紀が過ぎ去り、現在、我々が生きている21世紀は「環境の世紀」と言われています。日本の都道府県の中で自然が残っているとされる北海道においても、つい30～40年ほど前まで豊かだった自然は、人々の生活が向上することと反比例するように失われてきています。

私達は、社会・生活環境の整備と自然環境の調和を念頭に置き、これまで携わってきた河川を中心とした構造物の設計や施工の経験を踏まえ、河川環境の保全と回復のための活動を通じ、「環境の世紀」の社会のあり方を考えていこうと思っております。

私達は、この活動のベースを「魚道」に置き、魚道から提起される種々の課題「河川生物の生態」、「周辺環境」、「構造物の設計・改良」、「維持管理」などを通して活動目的である「河川環境の保全と回復」を図ることとしております。

また、目的達成のためには、一部の技術者だけでなく、地域住民、河川を利活用する関係者など多くの方々とともに意見交換し、行動していくことが必要だと考えております。

そのために、今般、「特定非営利活動法人 北海道魚道研究会」を設立し、自然と人間の調和のとれた心豊かな地域社会づくりを目指すものであります。

### ● 目的

魚の心がわかる魚道づくりをテーマに魚道についての研究・啓蒙・ボランティアによる維持管理を行い、自然環境の回復に寄与する

### ● 特定非営利活動

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### ● 特定非営利活動に係る事業

- (1) 河川環境の保全・回復を図る事業
- (2) 魚道に関する研究及び技術の開発・振興に関する事業
- (3) 魚道の維持管理に関わる事業
- (4) 河川に生息する水棲生物の調査・研究に関わる事業

# 第4回 魚道清掃ボランティア

開催日：平成19年10月6日(土) 場所：檜山管内上ノ国町 石崎川水系 赤井川  
協力団体：北海道立漁業研修所の研修生たち・一平会・檜山漁業士会・渡島西部森づくりセンター・檜山支庁水産課・檜山支庁林務課・檜山支庁農村振興課・渡島支庁水産課・渡島支庁林務課・渡島支庁農村振興課・上ノ国町・北海道建設新聞社・北海道通信社



# 「秋期講演会 in 札幌」

## - 北海道における魚道の現状と将来に向けて -

開催日：平成19年10月30日（火） 場 所：ホテルライフオーブ札幌

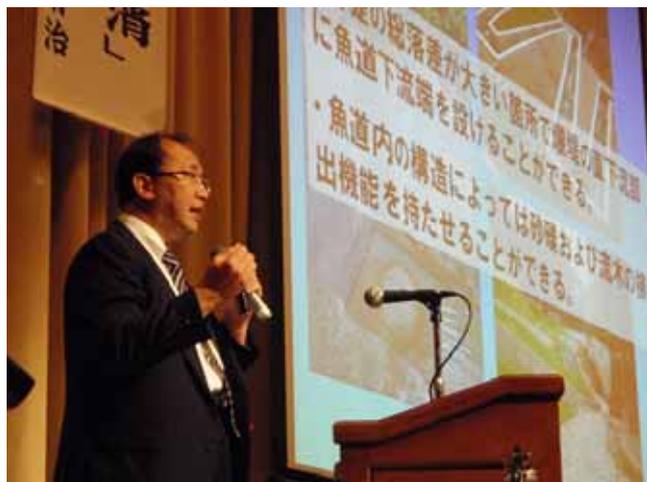


「サケ科魚類の保護と遡上障害の解消」

柳井 教授

「北海道における魚道のこれから」

安田 教授



- スタッフ編 -



開会あいさつ 戸沼理事長

活動報告 奈良理事

閉会あいさつ 森居理事

司会進行 佐藤事務局

# 「川童育成！川の生き物勉強会」と河畔林植樹

- 親と子の魚道観察会 -

開催日：平成19年8月5日（日） 場所：函館市川汲公園（川汲川）



あいさつ：戸沼理事長

協力：渡島東部森づくりセンター

和田所長（左）と田中普及課長（右）



ヒゲナガカワトビ



ヘビトンボ

マダラカゲロウ



米谷会員（左）

上平事務局（右）



# 目次

---

## 【 特 集 】平成19年度開催 講演会より

---

北海道における魚道の現状と将来に向けて 秋期講演会 <i>in</i> 札幌	2007年10月30日
開会あいさつ	NPO 法人北海道魚道研究会 理事長 戸沼 平八 …… 1
「サケ科魚類の保護と遡上障害の解消」 - カリフォルニア州と北海道の事例から -	北海道工業大学 環境デザイン学科 教 授 柳井 清治 …… 2
「北海道における魚道のこれから」 - 魚道の過去、現在から未来に向けて -	日本大学 理工学部土木工学科 教 授 安田 陽一 …… 16

---

定期講演会	2007年7月3日
「意外に知られていない(?) サクラマスと川とのつながり」	北海道立水産孵化場道南支場 研究職員 卜部 浩一 …… 28
「川の自然再生技術に関する発展の方向性と壁」	北海道大学大学院 農学研究院森林生態系管理分野 教 授 中村 太士 …… 42

---

会員勉強会	2008年2月29日
「音響技術を用いた魚類のトラッキングと水面下の形状計測」	公立はこだて未来大学 准教授 和田 雅昭 …… 58

---

# 目次

---

## 平成 19 年度 活動記録

活 動 記 録	.....	68
---------	-------	----

---

特定非営利活動法人 北海道魚道研究会 定款	.....	74
-----------------------	-------	----

## 会 員 名 簿

平成 19 年度 役員名簿	.....	83
---------------	-------	----

会員名簿	.....	84
------	-------	----

<small>しょうへい</small> 招聘委員名簿	.....	86
--------------------------------	-------	----



## 開会あいさつ

NPO 法人北海道魚道研究会

理事長 戸 沼 平 八

みなさんこんにちは。この度、北海道魚道研究会の講演会を企画し、ご案内申し上げたところ多くのご協力をいただき、そして500名を超えるご参加をいただき誠にありがとうございました。特に研究会に助成をいただいている国土緑化機構の堀口参事様が東京からおいでいただいております。遠路のところ誠にありがとうございます。

また、後援には北海道開発局、北海道森林管理局、北海道建設部、水産林務部、農業振興部、札幌市、北海道建設業協会、北海道森林土木建設業協会、北海道治山林道協会、北海道防災センター、北海道建設技術センター、北海道土木協会、北海道中小企業家同友会など数多くの機関のご後援をいただき、誠にありがとうございます。

ご参加の方々の名簿を拝見しますと、道央はもとより稚内、網走、根室、釧路、帯広、小樽、函館など全道各地からのご出席をいただいております。遠路はるばる本当にありがとうございます。

本日の講演会は魚道と魚道に関わる森や川や海についての理解を深めていただくことが目的です。北海道魚道研究会の設立のきっかけは5年ほど前になりますが、“どうも我々は魚道をつくりはするが、その後魚道に魚たちが上っているかどうか、洪水などで埋まったり壊れたりしていないか、そういったことに関心がなすすぎるのではないか”という話で施工会社が相談したのがはじまりです。地域に住む我々がほんの少し力を出し合って、魚道内の砂や礫

の除去、流木の除去といったことをすれば、川に棲む水生生物の生息環境の改善に大きくつなげていけるのではないかと、そういうことを願い、目標に魚道研究会を発足しました。設立当初は任意団体で道南魚道研究会として発足し活動を続けて参りましたが、全道からのお問い合わせや入会を希望される方もおり、その対応を協議した結果、道南魚道研究会を発展的に解消し、名称について色々ご助言をいただき、昨年5月に「NPO 法人 北海道魚道研究会」として発足いたしました。魚道のエンドユーザーは魚たちだということを一つのテーマに活動を続けてまいりました。今回の札幌講演の企画もその一つですが、ご案内の通り道工大の柳井教授と日大の安田教授に講師をお願いしたところ快く引き受けていただきました。お二人ともその道の権威であり、みなさまの期待に応えていただけたと思います。

最後になりますが、私どもの調査では全道の魚道は2300箇所くらいあることが分かりました。現在会員が一つひとつ現地調査をしており、全体の1割、225箇所の調査を完了しております。今後とも調査を続けてまいりますが、なにせ北海道は広く魚道の調査ははかどっておりません。是非、本日ご参加のみなさんのご協力を心よりお願い申し上げます。将来、北海道の魚道全てのデータマップが完成しインターネットで随時見られることと、最初の魚道学会が北海道で開催されることを願い講演会開催の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。



## 「サケ科魚類の保護と

## 遡上障害の解消」

- カリフォルニア州と北海道の事例から -

北海道工業大学 環境デザイン学科

教授 柳井 清治

みなさん、こんにちは。ただいまご紹介にいただきました北海道工業大学の柳井です。これから1時間ばかりのお話にお付き合い、よろしくお願ひしたいと思います。

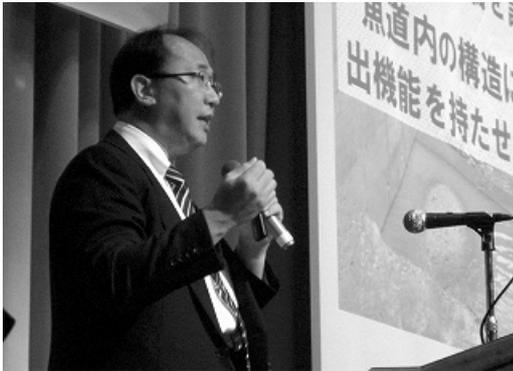
私の専門は林学の砂防という分野で、主に森林を中心に研究をおこなっています。ずっと森の研究をやってきたおかげで、3~4年くらい前から希少種と言われるイトウとか、石狩川にいるヤツメウナギといったものの調査を頼まれたりする関係で、保護活動をするようになりました。希少種を保護していく上で、どうしてもぶつかるのはダムの問題でありました。ダムには魚道をつければ良いじゃないかと私は単純に考えていたのですが、やはりお金が膨大に掛かるし、時間が掛かる。これらを設置するのを待っていたら彼らはほとんど絶滅してしまうのではないかとこのことに気づいたわけです。魚道というのは一つの選択肢ではあるのですが、もっと簡単に魚が上るような工夫はできないものか、何か良い方法はないかということも考えるようになりました。例えば、外国ではどうかと色タインターネットなどを調べてみますと、アメリカの太平洋側では、同じサケ科魚類やヤツメウナギがいるところなのですが、色々面白い試みをしているということを知りました。そして、実際そこに行きまして、興味深い試みを自分の目で確かめることができました。

今日はアメリカの事例を紹介しながら、北海道で一体魚が上るためにはどのような試みが必要かということについてお話させていただきたいと思います。

はじめに「ダムとサケをめぐる問題から」話を進めますが、とにかくダムによる生態系、とりわけ河川生態系への影響が問題になっています。同じような問題が太平洋サケの分布するアメリカ西海岸でも起こっており、サケ魚類を保護するために様々な取り組みがおこなわれています。そうしたアメリカの取り組みを紹介しながら、自然的・社会的条件の異なる北海道で、どのようにダムとサケ科魚類をはじめとする淡水魚類の保全を図っていくことについて考えていきたいと思います。

「サケ科魚類の保護と遡上障害の解消」ということで、カリフォルニアと北海道の事例です。これはイトウの成魚、親魚です。婚姻色でもう真っ赤にな  
**絶滅危機種に指定されているイトウ**





## 「北海道における魚道のこれから」

- 魚道の過去、現在から未来に向けて -

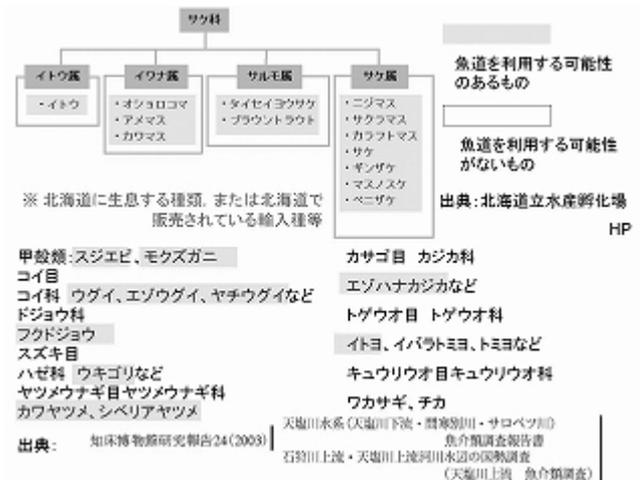
日本大学 理工学部土木工学科

教授 安田 陽一

こんにちは。平成 17 年に道南魚道研究会が発足してからずっとお付き合いさせていただいて、その頃から北海道の方にもだいぶ足を運ぶ機会が多くなりました。それは、みなさまのおかげだと思っております。最近、知床の方にも足を運ぶこともございまして、あまり人が入らないところということで、ヒグマにもずいぶん出くわさせていただいております。したがって、最近は鐘をつけて歩くようになりまして、関東の方では相当珍しい人間になっております。

「過去、現在、それから未来に向けて」ということですが、まずは北海道内における魚道整備例で、何が良く何が悪いのかを客観的に認識する必要があります。それが第一点目。それから今までに整備された魚道を見てどんな課題があるのか、課題があったとすれば具体的にどうすれば良いのかということが第二点目。第三点目としては、今後魚道をつくらうとした時、どんなことを考えていけば良いのか？ということでありまして、3つのテーマについて説明していきたいと思っております。

北海道の中には様々な生き物がいます。それはみなさんご承知のとおりだと思います。その中でも、どんな生き物が魚道を利用する可能性があるのか。このスライドでベージュ色に染めたところがそれ



らです。サケ科の種類はほとんどそれを網羅しています。甲殻類ですと、スジエビとかモクスガニがおります。特にモクスガニの利用が多いと思います。コイ科でいうとウグイ、エゾウグイ、ヤチウグイが多いかもしれません。それからドジョウですとフクドジョウとか、ハゼ科ですとウキゴリ。ヤツメウナギ、目「もく」でいいますとカワヤツメ、シベリアヤツメなどが対象として挙げられると思います。それからカジカ系ですとエゾハナカジカとか、後はイトヨとかが、魚道を利用する可能性があると思われる。こういう生き物が魚道を利用することを先ず念頭に置かなければならないと思っています。

今までは、魚道の整備というと水産性の高いものに焦点を当てがちだったと思います。例えばサケだとか、本州でいうとアユだとか。ところがそういう水産性の高いものだけが上り下りができれば良いというものではなくて、川全体の中で生息環境を考



## 「意外に知られていない(?)」

### 「サクラマスと川とのつながり」

北海道立水産孵化場道南支場

研究職員 卜部 浩一

ただいまご紹介いただきました卜部です。私はサクラマスを中心としてサケマス類をどうやって増やしていくのかについて、孵化場道南支場という職場で5年ほど調査・研究を行ってきました。もちろん孵化放流という仕事も行っています。

そういう中で最近分かってきたことがいくつかありまして・・・以前から分かっていたことが最近になって改めてよく分かってきたという方が正しいですがたくさん出てきました。今日はそういうことについてお話ししたいと思います。

タイトルですが、ちょっとパツとしないですね(笑)。中村先生のように格好良いタイトルをつけられなかったのが・・・(笑)。実は、意図的なものもありまして、私もこういう場でお話しさせていただく機会が結構ありますが、サクラマスとはそもそもなんぞやという話が多くて、いきなりサクラマスと川との関係を当たり前のように話してもなかなか通じなかった経験があります。このことからサクラマスと川とのつながりも実は結構知られていないというところに立ち戻って、もう一度ベースの部分からお話ししながら、どういった関係にあるのか、そしてサクラマス資源を増やそうと私達はしていますが、増やすためにはどういった取り組みが今後必要になってくるのか、また今やっていることなどについてお話ししていきたいと思ひます。

話の構成としては、先ず先程お話しした通りサクラマスは一体どういうものなのかということの生態をベースにしたお話しをして、その次に北海道の今のサクラマス資源の現状がどういう状況にあるのかということについてお話ししたいと思います。

その次にサクラマス資源の減少と・・・ここまで言うと2番の答えが分かっけてしまひますが、サクラマス資源の減少と河川環境との関係ということで、川との直接的な関係に触れてみたいと思ひます。そのような関係を調べていく過程で分かってきたことについても話してみたいと思ひます。

そういうお話しを元に今後我々がサクラマスを増やそうという取り組みを進めていく立場からすると、どういったことをやっていくべきなのかどうか、私なりのちょっとした考えをお話ししていきたいと思ひています。

先ず、サクラマスがどういう魚かということですが、一般的にサケマス類の一種だというふうに考えられていただいて結構です。一般の方ですと、外見を見ればサケマス類のどれかだと間違いなく分かります。ただ、それがサクラマスだということは、この後お話ししますが、なかなか一般の方には分かりづらい。そういうこともあって、サケマス類の一種だと分かっているけれど、どういうものかよく分からないことが多いのです。そこで、かなり広く、北太平洋全



## 「川の自然再生技術に関する

## 発展の方向性と壁」

北海道大学大学院 農学研究院  
森林生態系管理分野

教授 中村 太士

ご紹介いただきました中村と申します。長丁場ですでに90分、さらに90分と本当に疲れてしまうと思います。まとまった話にならないかもしれませんが、漫談みたいな形でつきあってください。

今、ご紹介の通り1990年くらいから日本全体が、多自然型川づくりにとりかかり、河川法の改正、環境影響評価法の制定、自然再生推進法の生態と、全て環境にどう配慮していくかを中心に議論が起こっています。仮に防災的な目的で何か構造物を設置する、もしくは利用の目的で構造物を設置するにせよ、環境を度外視してつくることはできなくなるでしょう。

高度経済成長期にたくさんの構造物をつくってきましたが、それに対して社会から色々な批判を受けています。批判の中には、現在の価値観から言われることがたくさんあり、かつての状況が全く理解されないのもたくさんあると思います。昔の価値観のなかで認められたとしても、現在の価値観の中でどうしても変えていかなければならないことも、直面する問題のなかにはあると思います。まずはそのようなことを、もう少し元々の考え方を、変えていかなければいけないような事についてお話ししていきたいと思っています。

さて釧路湿原も含めて、先程ト部さんから、流砂系がうまくつながれていないお話しがありました。多分、全国で起きていることで、今から話すことは

物質の流れがおかしくなっていて、結果的にその場だけのオンサイトの問題ではなくて、それ以外の場所、オフサイトにも影響が起きます。

我々の技術は、その場所を保全するために様々な構造物をつくってきたと思いますが、多くの環境問題は、構造物をつくったその場所以外のところに波及して起こっています。

釧路湿原は日本最大の湿原で、未だきれいな蛇行帯が残されている部分があります。確かにラムサール条約や28番目の最後の国立公園として、コア部分は保護されています。しかし、湿原2万ヘクター



ルの10倍以上にあたる25万ヘクターくらいが流域として存在しています。この釧路湿原は流域の末端に構えています。ほとんどの国立公園は流域の上流部に構えているので、人間の土地利用は水文的な水の流れに制御され、あまり影響がありません。し

# 平成 19 年度 活動記録

## 平成 19 年 5 月 29 日：平成 19 年度 第 1 回通常総会及び特別講演

場 所：函館湯の川花びしホテル

時 間：14:00～15:00

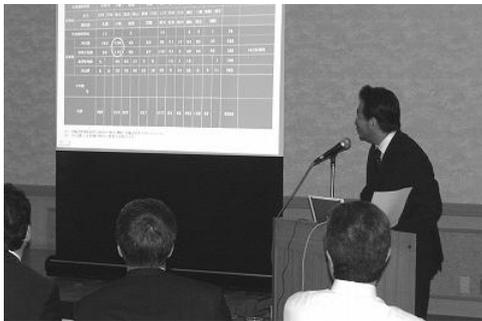
議 題： 平成 18 年度の事業報告並びに収支決算  
報告について  
役員を選任と定款の一部改正について  
平成 19 年度の事業計画並びに収支予算  
案について  
その他



< 研修会 > 15:00～15:30

「今年度の魚道データの取り組みについて」

理事 奈良 哲男



< 特別講演 > 15:30～17:00

「山と海を繋ぐそして海岸保全（漂砂）」

公立はこだて未来大学 システム情報科学部  
情報アーキテクチャ学科 教授 長野 章氏



**平成19年6月19日：道央地区会員勉強会**

場 所：豊水会館（旧豊水小学校）1階 B会議室 <札幌市中央区南8条西2丁目>

時 間：13:30～16:30

議 題： 平成19年度「札幌地区」活動計画について  
魚道リストの作成について  
魚道データベースの入力方法について  
10月札幌地区セミナー開催の準備について



参加人数：24名



**平成19年7月3日：平成19年度 定期講演会**

場 所：函館湯の川花びしホテル

時 間：13:30～17:30

参加者数：212名

開会あいさつ 理事長 戸沼 平八

ご来賓あいさつ

林野庁森林整備部治山課

課長補佐 勝田 孝 氏



活動報告

理 事 奈良 哲男

- 講演 -

「意外に知られていない(?) サクラマスと川とのつながり」

北海道立水産孵化場道南支場

研究職員 ト部 浩一 氏



「川の自然再生技術に関する発展の方向性と壁」

北海道大学大学院 農学研究院 森林生態系管理分野

教授 中村 太士 氏



閉会あいさつ 副理事長 渡辺 敏明

**平成19年8月5日：「川童育成！川の生き物勉強会」と河畔林植樹 - 親と子の魚道観察会 -**

場 所：函館市川汲公園（川汲川）

時 間：10:00～13:00

参加人数： 41名

天 候： 雨時々曇り



1時間目：「森林の働き」

渡島東部森づくりセンター：田中時雄普及課長



2時間目：佐藤会員「魚道の見学 - 魚道の働き - 」

上平会員・米谷会員「当日朝、捕獲した川汲川の生き物（魚と虫）説明」



**平成 19 年 10 月 6 日：第 4 回魚道清掃ボランティア**

場 所：檜山管内上ノ国町 石崎川水系 赤井川  
治山ダム魚道 1 号，2 号

時 間：9:30～13:30

参加人数：76 名

協力団体：北海道立漁業研修所の研修生たち・一平会・檜山漁業士会・渡島西部森づくりセンター・檜山支庁水産課・檜山支庁林務課・檜山支庁農村振興課・渡島支庁水産課・渡島支庁林務課・渡島支庁農村振興課・上ノ国町・北海道建設新聞社・北海道通信社



**平成 19 年 10 月 19 日 道央地区魚道勉強会について**

場 所：午前の部 - 西区民センター

午後の部 - 琴似発寒川号床止工（現地研修）

時 間：10:00～14:30

参加人数：36 名



司会進行：事務局 野沢 哲哉

開会の挨拶 理 事 橋本 真一

北海道の魚道について 理 事 森居 久

現地調査に関する説明 事務局 野沢 哲哉

現地調査 琴似発寒川号床止工

〔昼 食〕西区民センターにて

魚道データベースの入力について 理 事 奈良 哲男

閉会の挨拶 事務局 越後谷 博



平成 19 年 10 月 30 日「秋期講演会 i n 札幌」 - 北海道における魚道の現状と将来に向けて -

場 所：ホテルライフオーツ札幌

時 間：13:30～16:30

参加人数：524名

後 援：北海道開発局・北海道森林管理局・北海道・札幌市  
（社）北海道建設業協会・（社）北海道森林土木建設業  
協会・（社）北海道治山林道協会・（財）北海道河川  
防災研究センター・（社）北海道土木協会・（財）北  
海道建設技術センター・北海道中小企業家同友会  
（順不同）

司会 事務局 佐藤 哲也

開会あいさつ 理事長 戸沼 平八

活動報告 理 事 奈良 哲男



講演：「サケ科魚類の保護と遡上障害の解消」  
- カリフォルニア州と北海道の事例から -  
北海道工業大学環境デザイン学科  
教授 柳井 清治 氏



講演：「北海道における魚道のこれから」  
- 魚道の過去、現在から未来に向けて -  
日本大学理工学部土木工学科  
教授 安田 陽一 氏



閉会あいさつ 理 事 森居 久



**平成 20 年 2 月 29 日：会員勉強会及び意見交換会**

場 所：函館湯の川花びしホテル

時 間：13:15～17:00

参加人数：49名

**【講演】**

「音響技術を用いた魚類のトラッキングと  
水面下の形状計測」

NPO 法人北海道魚道研究会 招聘委員

公立はこだて未来大学 准教授 和田 雅昭 氏



**【会員発表】**

「魚道データの集積と活用について」

理 事 森居 久



「外部機関への参画について」

パブリックコンサルタント(株) 松田 博夫 氏



「会員による最近の技術動向の紹介」

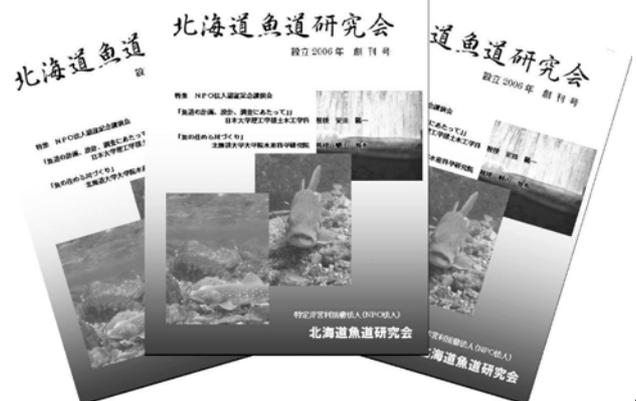
(株)北海道技術コンサルタント 谷本 英徳 氏



**【意見交換会】17:00～19:00**

**北海道魚道研究会 創刊号**

平成 19 年 6 月 30 日発行



以 上

# 特定非営利活動法人北海道魚道研究会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北海道魚道研究会という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道函館市湯川町2丁目21番2号に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、河川に生息する魚類等のための魚道についての研究・啓蒙・維持管理に関する事業を行い、河川環境の保全・回復に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 河川環境の保全・回復を図る事業
- (2) 魚道に関する研究及び技術の開発・振興に関する事業
- (3) 魚道の維持管理に関わる事業
- (4) 河川に生息する水棲生物の調査・研究に関わる事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物販事業
- (2) 出版事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」

という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

#### (入会金及び年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上12人以下

(2) 監事 1 人

- 2 理事のうち、1人を理事長、3人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

( 解任 )

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

( 報酬等 )

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

( 職員及び招聘委員 )

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。
- 3 この法人は第6条の会員の他に理事会の議決により、この法人の目的に賛同し、学識経験、実務経験をもとに、この法人の運営に助言と協力をもって参加する招聘委員を置くものとする。

## 第5章 総会

( 種別 )

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

( 構成 )

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

( 権能 )

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。) その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第12号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれを務める。但し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がこれを代行する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### （構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### （権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### （開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### （招集）

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

### （議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

### （議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 表決権等 )

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

( 議事録 )

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名( 書面表決者にあつては、その旨を付記すること。 )
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

( 資産の構成 )

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

( 資産の区分 )

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

( 資産の管理 )

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

### (解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、北海道に譲渡するものとする。

### (合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この法人の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正 会 員	個人	5,000円
	団体	30,000円
賛助会員	個人	3,000円
	団体	10,000円

(2) 年会費

正 会 員	個人	5,000円
	団体	30,000円
賛助会員	個人	3,000円
	団体	10,000円

**NPO法人 北海道魚道研究会 平成19年度 役員**

**理 事 長** 戸 沼 平 八 戸沼建設株式会社

**副理事長** 渡 辺 敏 明 渡辺建設株式会社

**副理事長** 久 保 三 雄 株式会社東鵬開発

**副理事長** 三 好 博 己 三好建設工業株式会社

**理 事** 中 塚 卓 朗 中塚建設株式会社

**理 事** 松 本 浩 治 松本建設株式会社

**理 事** 浅 間 浩 志 丸協土建株式会社

**理 事** 奈 良 哲 男 北日本技研株式会社 函館支店

**理 事** 塩 澤 義 之 株式会社 森川組

**理 事** 森 居 久 株式会社 サッポロ・エンジニアーズ

**理 事** 橋 本 真 一 株式会社 北海道技術コンサルタント

**監 事** 林 進 財団法人 林業土木コンサルタンツ函館事務所

NPO 法人 北海道魚道研究会 会員

平成 20 年 5 月 8 日現在

(法人会員)

	法 人 名	氏 名	住 所
1	戸沼建設(株)	戸沼 平八	函館市湯川町 2 丁目 21 番 2 号
2	渡辺建設(株)	渡辺 敏明	函館市鍛冶 1 丁目 5 番 8 号
3	三好建設工業(株)	三好 博己	函館市日の浜町 116
4	中塚建設(株)	中塚 卓朗	松前郡福島町字三岳 73 番地の 1
5	(株)東鵬開発	久保 三雄	函館市桔梗 1 丁目 4 番 17 号
6	丸協土建(株)	浅間 浩志	上磯郡木古内町字新道 107-7
7	(株)北海道森林土木コンサルtant函館事務所	相原 俊介	函館市深堀町 2 番 3 号
8	北日本技研(株)函館支店	奈良 哲男	函館市本通 2 丁目 17 番 10 号
9	松本建設(株)	松本 浩治	久遠郡せたな町北檜山区北檜山 258 番地
10	能登谷建設(株)	能登谷謙一	檜山郡厚沢部町本町 108
11	(株)小林建設	小林 誠	檜山郡上ノ国町字大留 151
12	北工建設(株)	佐藤 佑二	久遠郡せたな町北檜山区豊岡 114-7
13	(株)坂本建設	松下 正幸	瀬棚郡今金町字今金 594
14	関根建設工業(株)	関根 浩一	函館市川汲町 1441
15	齊藤建設(株)	齊藤 巧	上磯郡知内町字重内 13
16	(株)森川組	塩澤 義之	函館市海岸町 9 番 23 号
17	(株)ノース技研	布村 重樹	函館市昭和 3 丁目 23 番 1 号
18	(株)森林テクニクス札幌支店函館営業所	虻川 眞二	函館市深堀町 2 番 3 号
19	(株)カイト	下倉 政志	檜山郡上ノ国町字大留 122 番地
20	(財)林野弘済会函館支部	田上 之弘	函館市駒場町 5 番 3 号
21	(株)菅原組	菅原 修	函館市赤川町 199-7
22	(株)サッポロ・エンジニアーズ	森居 久	札幌市中央区南 7 条西 2 丁目
23	(株)海老原建設	菅原 碩行	奥尻郡奥尻町米岡 177
24	橘建設(株)	坂下 正治	久遠郡せたな町瀬棚区本町 403 番地
25	(株)相互建設	大竹 勝幸	亀田郡七飯町字桜町 35 番地
26	(株)高木組	富樫 英美	函館市東雲町 19 番 13 号
27	北栄測量設計(株)	斉藤 サダ	函館市深堀町 11 番 21 号
28	(株)シンオシマ	横谷 隆	亀田郡七飯町字桜町 118 番地の 1
29	(株)北海道技術コンサルタント	橋本 眞一	札幌市東区苗穂町 4 丁目 2-8
30	横関建設工業(株)	柏谷 匡胤	虻田郡倶知安町南 1 条西 1-15
31	(株)松本組	宮部 英一	函館市吉川町 4 番 30 号
32	(株)能登組	能登 敏	桧山郡江差町東山 545 番地

33	原田建設工業(株)	原田 信隆	札幌市中央区北1条西10丁目1-11
34	北海道三祐(株)	鈴木 邦夫	札幌市北区屯田6条8丁目9-12
35	(株)高橋建設	高橋 千尋	檜山郡厚沢部町新町193
36	(株)上村興業	上村 浩二	瀬棚郡今金町字今金435
37	アオノ産資(株)	青野 康雄	札幌市豊平区平岸5条7丁目8-22
38	北王コンサルタント(株)札幌支社	横内 勝幸	札幌市中央区北10条西20丁目2-1
39	(株)イズム・グリーン	泉澤玄一郎	旭川市東6条4丁目1-18
40	(株)メイセイ・エンジニアリング	小針 憲司	室蘭市中島町3丁目11番2号
41	岸本産業(株)	岸本 真一	石狩市浜益区柏木87番地
42	東陽建設(株)	三上 忠彦	二世郡八雲町栄町13-2
43	小杉測量設計(株)	小杉 忠利	留萌市港町3丁目60番地1
44	HRS(株)	鈴木 哲夫	小樽市勝納町8-39
45	(株)ズコーシャ	出口 剛太	帯広市西18条北1丁目17番地
46	(株)ナリタ工業	吉岡 勝志	北斗市久根別1丁目14番43号
47	(株)エコテック	熊倉 紹二	札幌市中央区北3条西2丁目1番地28号
48	日建コンサルタント(株)	大泉 剛	札幌市北区北28条西15丁目2-15
49	正栄建設(株)	吉田 繁雄	函館市昭和2丁目31-10
50	防災地質工業(株)	今川 亮司	札幌市北区新琴似7条15丁目6-22
51	野外科学(株)	榊 保二	札幌市東区苗穂町12丁目2-39
52	日本緑化施設(株)	松井 弘之	札幌市中央区北4条西5丁目1番地
53	(株)日興ジオテック	小山 重芳	旭川市神居2条18丁目2番12号
54	(株)ルーラルエンジニア	小野寺修二	深川市広里町4丁目1番3号

(個人会員)

平成20年5月8日現在

	氏名		氏名		氏名
1	佐藤 哲也	2	上平 博司	3	七崎 隆幸
4	松村 英記	5	伊藤 浩	6	越後谷 博
7	三谷 修司	8	筆村 一二	9	番匠 勲
10	松田 博夫	11	杉山 公裕	12	中原 修一
13	泉 真志夫	14	大谷 雅人	15	古舘 俊久
16	村上 雅彦	17	佐々木 智徳	18	野沢 哲哉
19	櫻下 史宜	20	平沢 秀之	21	齋藤 勝次
22	折戸 聖	23	田村 幸治		

## NPO法人 北海道魚道研究会 招聘委員

(順不同)

所 属	氏 名	住 所	電 話
北海道大学大学院 水産科学研究院	教 授 帰山 雅秀	函館市港町3丁目1番1号	0138-40-5605
北海道大学大学院 水産科学研究院	准教授 工藤 秀明	函館市港町3丁目1番1号	0138-40-5605
公立はこだて未来大学 共同研究センター	コーディネーター 鈴木 孝司	函館市亀田中野町116番2号	0138-34-6571
公立はこだて未来大学 システム情報科学部	教 授 長野 章	函館市亀田中野町116番2号	0138-34-6415
公立はこだて未来大学 システム情報科学部	准教授 和田 雅昭	函館市亀田中野町116番2号	0138-34-6412
函館工業高等専門学校 環境都市工学科	教 授 澤村 秀治	函館市戸倉町14番1号	0138-59-6489
函館工業高等専門学校 機械工学科	准教授 本村 真治	函館市戸倉町14番1号	0138-59-6409
日本大学理工学部 土木工学科	教 授 安田 陽一	東京都千代田区神田駿河台 1-8	03-3259-0409
北海道立水産孵化場 さけ・ます資源部 資源保全科	研究職員 卜部 浩一	恵庭市北柏木町3番373号	0123-32-2136

---

北海道魚道研究会 第2号

平成20年5月26日

発行所 〒042-0932 函館市湯川町2丁目21番2号  
NPO法人 北海道魚道研究会(戸沼建設株式会社 内)  
TEL(0138)57-1535 FAX(0138)57-1538

発行者 戸沼 平八

編集 奈良 哲男(事務局)

印刷 ビッドアンドインク

---



自然と人間の調和  
心豊かな地域社会づくりをめざして

NPO法人 北海道魚道研究会

URL : <http://www.gyodo.com> E-mail : [webmas@gyodo.com](mailto:webmas@gyodo.com)